

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一定の条件を満たす中小企業に対して、上限**5万円（補助率10/10）**の助成を行います。（但し、書類審査あり） ※税抜き・千円未満切り捨て

取組例

※2022年4月1日以降に発生した経費について遡及が可能
※1度限り（他商工会で助成されている事業所も不可）

展示会へ参加

<取組例>
展示会、見本市、商談会に出展する諸経費



広告宣伝

<取組例>
新聞・雑誌等の掲載、パンフレット・ポスター・チラシ・ポスティング等



商工会窓口でのみ受付

申請書類は5点

- ① 新型コロナウイルス感染症対応販路開拓支援助成金交付申請書（様式1または様式2）
- ② 請求書等のコピー
- ③ 振込依頼書および通帳のコピー3点（表紙・表紙裏・支出額の頁）
- ④ 実績を確認できるもの（展示会写真、チラシ等の原本）
- ⑤ 売上台帳等(比較対比年度分)の写しおよび売上高減少率計算シート

申請方法

申請書類でわからないことがあれば、
多賀町商工会（TEL:0749-48-1811）までお問合せください。

受付期間

2022年9月1日(木)～10月31日(月) 17時まで

※申請書類は、必ず商工会窓口へ提出をお願いします。
郵送等の場合は、受け付けません。

《対象事業》

販路開拓に関する取組

《応募できる方（①～③のいずれの要件も満たす者）》

①多賀町商工会に加入する中小企業であること。

※中小企業とは、下の表に該当する事業所

業種	中小企業者	
	資本金	または 常時使用する従業員の数
製造業 その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

②申請月直近3ヶ月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して30%以上減少していること。

③2022年度に申請した持続化補助金等の各種補助金、助成金申請と同一内容でないこと。

《対象経費》

①展示会出展費

国内外で開催の展示会、見本市、商談会等に、出展・参加又は主催する際の出展小間料、小間内装飾経費、出展物搬入経費、その他出展に対する直接経費

※人件費は対象外とします。

②広告宣伝費

新聞・雑誌・地域情報誌等の掲載又は折込み・販促パンフレット・ポスター・チラシ・折込・ポスティング費、その他商工会長が認める販路開拓に係る広告宣伝費

※慣例的・形式的な年賀はがき・暑中見舞い印刷代・はがき代、名刺代等の単なる印刷代等は対象外。

《注意》

①本助成事業は、予算額の枠内で実施する事業であるため、当該事業の応募申込書等を提出されても、必ず採択されるものではありません。

②採択となる場合でも、助成金額を減額する場合があります。

③応募された書類等は返却しません。また、応募にかかる一切の費用については、応募者自身の負担となります。

※次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求めます。

①提出書類に虚偽の記載（不備）があったとき

②助成金交付の条件に違反したとき

③助成事業の実施について不正行為があったとき

④法令違反等の反社会的行為が明らかになったとき

《申請先》

〒522-0341 犬上郡多賀町多賀230.1

多賀町商工会